

松江市告示第 376 号

令和 3 年度松江市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱（令和 4 年松江市告示第 31 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p><u>令和 4 年度</u>松江市住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付金支給事務実 施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、「コロナ克服・新時代開 拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日 閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウ イルス感染症の影響が長期化する中、様々 な困難に直面した方々が、速やかに生活・ 暮らしの支援を受けられるよう、住民税非 課税世帯等に対して、臨時的な措置として 実施する、<u>令和 4 年度</u>の住民税非課税世帯 等に対する臨時特別給付金に関し、必要な 事項を定める。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家計急変世帯(前号の規定に該当す る世帯以外の世帯のうち、新型コロナウ</p>	<p><u>令和 3 年度</u>松江市住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付金支給事務実 施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、「コロナ克服・新時代開 拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日 閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウ イルス感染症の影響が長期化する中、様々 な困難に直面した方々が、速やかに生活・ 暮らしの支援を受けられるよう、住民税非 課税世帯等に対して、臨時的な措置として 実施する、<u>令和 3 年度</u>の住民税非課税世帯 等に対する臨時特別給付金に関し、必要な 事項を定める。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家計急変世帯(前号の規定に該当す る世帯以外の世帯のうち、新型コロナウ</p>

ウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以後申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和4年1月以後の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯)をいう。ただし、次のア又はイに該当する世帯を除く。)

ア 前号の規定に該当する世帯として 支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯 (当該者が前号の規定に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)

イ 略

2 略

別記(第5条関係)

1 略

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所

ウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以後申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和3年1月以後の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯)をいう。ただし、次のア又はイに該当する世帯を除く。)

ア 前号の規定に該当する世帯として 給付を受けた世帯に属する 者を含む世帯 \_\_\_\_\_

イ 略

2 略

別記(第5条関係)

1 略

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所

している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域 DV 協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した \_\_\_\_\_ 確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 略

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見**禁止**命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2～5 略

様式第 3 号(第 6 条関係)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)		
略		
2. 申請者が属する世帯の状況		
略	令和 4 年 1 月 1 日	R4.1 以降

している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域 DV 協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した **第 6 条**の確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 略

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見 \_\_\_\_\_ 命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2～5 略

様式第 3 号(第 6 条関係)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)		
略		
2. 申請者が属する世帯の状況		
略	令和 3 年 1 月 1 日	R3.1 以降

	時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	家計急変 があった 者
略		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

略	口座番号 (右詰めで <u>記入</u> してください。)	略
略		

ゆうちょ銀行を 選択された場合は、 貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュ カードに記載された 記号・番号を <u>記入</u> してください。	通帳番号 (6桁目がある場合は ※欄に <u>記入</u> してください。)	略	通帳番号 (右詰めで <u>記入</u> してください。)	口座名義 (カナ)※通帳の 表記に <u>合</u> わせて <u>く</u> <u>だ</u> <u>さい</u> 。
略				

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、松江市**健康福祉総務課** 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当専用コールセンター 電話0852-55-5770にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

略
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。 <b>※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。</b> <b>ア 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少がある世帯であり、世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。</b> <b>イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。</b> <b>(注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。</b> <b>ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。</b>
② 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成され

	時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	家計急変 があった 者
略		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

略	口座番号 (右詰めで <u>お</u> <u>書</u> <u>き</u> <u>く</u> <u>だ</u> <u>さい</u> 。)	略
略		

ゆうちょ銀行を 選択された場合は、 貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュ カードに記載された 記号・番号を <u>ご</u> <u>記</u> <u>入</u> <u>く</u> <u>だ</u> <u>さい</u> 。	通帳番号 (6桁目がある場合は ※欄に <u>ご</u> <u>記</u> <u>入</u> <u>下</u> <u>さい</u> 。)	略	通帳番号 (右詰めで <u>ご</u> <u>記</u> <u>入</u> <u>下</u> <u>さい</u> )	口座名義 (カナ)※通帳の 表記に <u>合</u> わせて <u>下</u> <u>さい</u>
略				

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、松江市**福祉総務課** 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当専用コールセンター 電話0852-55-5770にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

略
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件 <u>      </u> に該当します。
①

る世帯ではありません。

給付金(家計急変世帯分)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにもかかわらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役 10 年以下の刑に処されることがあります。

④ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、松江市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、松江市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。

⑦ 松江市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和 4 年 10 月 31 日までに、松江市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。

⑤ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和 4 年 10 月 31 日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。

⑥ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

⑦ 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにもかかわらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役 10 年以下の刑に処されることがあります。

⑧ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属していた者はいません。受

給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

**提出書類**

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)  
※ 必要事項を記入してください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(様式第4号)
- 「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)  
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 確認書類の写し(コピー)を1点ご用意ください。  
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポートなど いずれか1点)
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和4年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附票の写し(コピー)』
- (代理申請・受給を行う場合)  
※ 委任状  
※ 代理人の本人確認書類の写し(コピー)  
(代理人の運転免許証、健康保険証、マイナン

**提出書類**

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)\_\_\_\_\_ (請求書)』(本書)  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 確認書類の写し(コピー)を1点ご用意ください。  
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポートなど いずれか1点)
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和3年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附票の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)  
※ 支給要件が「(2)所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 「令和3年中の収入の見込額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)  
※ 「令和3年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等  
※ 「任意の1か月の収入」…給与明細等
- (代理申請・受給を行う場合)  
※ 委任状  
※ 代理人の本人確認書類の写し(コピー)  
(代理人の運転免許証、健康保険証、マイナン

バーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、  
 パスポートなど いずれか1点)  
 ※ (同一世帯でなければ)代理関係が確認でき  
 る書類の写し(コピー)

略

様式第4号(第6条関係)

簡易な収入(所得)見込額の申立書  
 【家計急変者】

略

略	令和4年度住民 税課税状況	収入の減少のあ った年月	略	
	略	令和4年 月		略
		令和4年 月		
		令和4年 月		
		令和4年 月		
		令和4年 月		

(記入上の注意)

- 略
- 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該  
当する項目にチェック☑してください。
- 略
- 「収入の減少のあった年月」欄には、  
住民税非課税相当の収入であった令和4年1  
月以後の任意の1か月の月を記入してくだ  
さい。
- 「任意の1か月の収入」欄には、④欄に記  
入した月

の収入を記入してください。

※ 令和4年度住民税確定後は、令和3年1  
月から12月までの任意の1か月による申  
請はできません。令和4年度住民税非課税  
世帯のうち、本給付金の支給を受けていな  
い世帯については、令和4年度住民税非課  
税世帯に対する給付として、令和4年6月  
1日時点で住民登録のある市町村から確認  
書等が送付されます。

略	略
略	略
年金収入	※年金収入 がある場合にご記入くだ さい。 ※略

※ 給与収入、事業収入又は不動産収入、年  
金収入いずれの場合も、所得税が課されな  
いものは、これらの収入として計上する必  
要はありません。

バーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、  
 パスポートなど いずれか1点)  
 ※ (同一世帯でなければ)代理関係が確認でき  
 る書類の写し(コピー)

略

様式第4号(第6条関係)

簡易な収入(所得)見込額の申立書  
 【家計急変者】

略

略	令和3年度住民 税課税状況	任意の1か月に 申し立てる場 合、その年月	略	
	略	令和 年 月		略
		令和 年 月		
		令和 年 月		
		令和 年 月		
		令和 年 月		

(記入上の注意)

- 略
- 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該  
当する項目にチェック☑してください。
- 略
- 「任意の1か月に申し立てる年月」欄には、  
住民税非課税相当の収入であった令和3年1  
月以後の任意の1か月の年月を記入してくだ  
さい。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非  
課税相当の収入であった、令和3年1月以後  
の任意の1か月の収入を記入してください。

略	略
略	略
年金収入	※公的年金収入(非課税除 く。)がある場合にご記入くだ さい。 ※略

⑥・⑦ 略  
〈早見表〉

	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
略	配偶者・扶養親族(計5名)を扶養している場合	322.7万円以下
	配偶者・扶養親族(計6名)を扶養している場合	366.7万円以下
	配偶者・扶養親族(計7名)を扶養している場合	406.3万円以下
	配偶者・扶養親族(計8名)を扶養している場合	445.5万円以下

略

略

略

(記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- ①  $A \times 12$  の額(給与収入分)が 162.5 万円以下 → 55 万円
- ②  $A \times 12$  の額(給与収入分)が 162.5 万円超 180 万円以下 → 給与収入分  $\times$  40% - 10 万円
- ③  $A \times 12$  の額(給与収入分)が 180 万円超 360 万円以下 → 給与収入分  $\times$  30% + 8 万円
- ④  $A \times 12$  の額(給与収入分)が 360 万円超 660 万円以下 → 給与収入分  $\times$  20% + 44 万円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の 12 か月相当額を記入してください。
- ② 略

⑩ 略

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください。

略

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※ 略

※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額 48 万円以下の者)」「扶養親族(16 歳未満の者も含む。)」の合計人数です。

⑥・⑦ 略  
〈早見表〉

略
---

略

略

略

(記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A の額のうち給与収入分が 162.5 万円以下 → 55 万円
- ② A の額のうち給与収入分が 162.5 万円超 180 万円以下 → 給与収入分  $\times$  40% - 10 万円
- ③ A の額のうち給与収入分が 180 万円超 360 万円以下 → 給与収入分  $\times$  30% + 8 万円
- ④ A の額のうち給与収入分が 360 万円超 660 万円以下 → 給与収入分  $\times$  20% + 44 万円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の 12 か月相当額をご記入ください
- ② 略

⑩ 略

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

略

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※ 略

※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額 48 万円以下の者)」「扶養親族(16 歳未満の者も含む。)」の合計人数です。



〈早見表〉		〈早見表〉	
略	扶養している親族 の状況	非課税相当 所得限度額	略
	配偶者・扶養親族 (計5名)を扶養し ている場合	217.9万円 以下	
	配偶者・扶養親族 (計6名)を扶養し ている場合	249.4万円 以下	
	配偶者・扶養親族 (計7名)を扶養し ている場合	280.9万円 以下	
	配偶者・扶養親族 (計8名)を扶養し ている場合	312.4万円 以下	
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の支給対象者及び第6条の支給の方式について、家計急変世帯に対する給付のうち令和4年5月31日において既に申請書を提出している分については、なお従前の取扱いによる。